

令和 年 月 日

保護者各位

刈谷市立平成小学校長

お子さんは、下記の感染症の疑いがあります。医師に受診され感染の可能性があるとして診断された場合は学校保健安全法施行規則に基づき、医師の許可が出るまで登校を控えてください。治癒されましたら下記の証明書を担任まで提出してください。

尚、インフルエンザと新型コロナウイルス感染症については、別様式「インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症治癒報告書」の提出をお願いします。

孩子怀疑有下面的感染症。根据学校保健安全法实行规则，医生诊断有感染可能性时，请在医生许可之前，控制来学校。治愈后，请将下面的证明书填写交给老师。另外，关于病毒性流行感冒・新冠病毒感染症，是请交出另外样式的「インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症治癒報告書」报告书。

記

	病 名	出 席 停 止 期 間
1	インフルエンザ 病毒性流行感冒	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで 生病经过了5日，而且发烧后经过了两日。
2	新型コロナウイルス感染症 新冠病毒感染症	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで 症状发生后经过5日、或者发烧后经过两日。
3	百 日 咳 百日咳嗽	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで 特有的咳嗽已经消失或者5日间适当的抗菌性物质已经治疗完了。
4	麻 疹 (はしか) 麻疹	解熱後3日を経過するまで 发烧后经过了3日以上
5	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ) 流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで 耳朵，顎下，舌下腺的肿胀发现后，经过了5日，现全身状态良好
6	風 疹 (三日はしか) 风疹	発疹が消失するまで 疹子已经消失
7	水 痘 (水ぼうそう) 水痘	すべての発疹が痂皮化するまで 全部的疹子痂皮化已经消失
8	咽 頭 結 膜 熱 咽 頭 結 膜 熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで 主要症状消退后经过了两日
9	結 核 髄膜炎菌性髄膜炎 结 核 髄膜炎菌性髄膜炎	感染のおそれがないと認めるまで 确认了没有感染传染性危险

10	その他の感染症 其他的感染症 ()	感染のおそれがないと認めるまで 确认了没有感染传染性危险 ★裏面を参照
----	--------------------------	---

..... き り と り せ ん

出席停止証明書

【出席停止をした児童・生徒名】 ____年 ____組 氏名_____

【出席停止をした理由】 _____

【出席停止をした期間】 令和 ____年 ____月 ____日 ~ ____月 ____日まで

* 上記の病気が治癒しましたので、登校を許可します。

令和 ____年 ____月 ____日

医師名_____

第三種及びその他の感染症の登校基準

第三种以及其他感染症的到来标准

第三種の感染症・・・学校教育活動を通じ、学校において流行を広げる可能性のあるもの
第三种感染症 通过学校教育活动，有可能广泛流行的

腸管出血性大腸菌感染症 肠管出血性大肠菌感染症	有症状の場合は，医師によって感染のおそれがないと認められるまで。無症状病原体保有者の場合は出席停止の必要はない。 有症状，但是医生认为感染没有传染性，不必出席停止。
流行性角結膜炎 流行性角膜炎	眼症状が軽減してからも感染力の残る場合があり，医師により感染のおそれがないと認められるまで。 眼症状减轻但是还有传染性可能，需要医生认可无传染性后出席
急性出血性結膜炎 急性出血性结膜炎	流行性角結膜炎と同様。 和流行性角角结膜炎一样。

その他の感染症・・・条件によっては出席停止の措置が必要なもの
其他的感染症 根据不同条件出席停止必要的措施

溶連菌感染症 溶连菌感染症	適切な抗生剤治療が行われていれば，ほとんどの場合24時間以内に感染を防げる程度に病原菌を抑制できるので，抗生剤治療後24時間を経て全身状態がよければ登校は可能。 适当的抗生剂治疗实行，24小时以内防止感染，抑制细菌后，抗生剂治疗后，经过了24小时，全身状态良好，可以来校。
ウィルス性肝炎 病毒性肝炎	A型肝炎は発病初期を過ぎれば感染力は急激に消失するので，肝機能が正常になれば登校可能。肝機能異常が遷延する者は治療のために医師の判断が必要。 A型肝炎发病初期，感染症快速消失，肝机能恢复正常后可以来校。肝机能异常延长治疗者，有必要为了治疗，需要医生的判断 B・C型肝炎は血液そのものを介さない限り水平感染は考えられないので，予防するために出席停止をする必要はない。 B，C型肝炎，因只是有限的通过血液等媒介感染考虑，为预防感染，没有必要出席停止。
手足口病 手足口病	主な感染経路は，咽頭でのウィルスの増殖期間中の飛沫感染であり，発熱や咽頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は感染源となる。糞便のみからウィルスが排泄されている程度の場合は，感染力は強くないと判断されるので，全身症状の安定した者は一般的な予防法の励行を行えば登校は可能。 主要感染途径是咽头飞沫感染，急性期伴随着发烧，咽头、口腔水泡、溃疡等感染，粪便传播等感染力不是很强，全身症状安定后，一般的预防法实行，可以来校。
伝染性紅斑（りんご病） 传染性红斑	発疹期には感染力はほとんど消失していると考えられるので発疹のみで全身症状のよい者は登校可能。 发疹子时，传染力考虑基本上消失，发疹子后全身症状恢复好的人，可以来校。
ヘルパンギーナ 特鲁班吉纳病	手足口病に準じる。 按照手足口病的标准。
マイコプラズマ感染症 微子血浆感染症	感染力の強い急性期が終わった後，症状が改善し，全身状態のよい者は登校可能。 传染性极强，急性期结束后，症状改善，全身状态恢复良好，可以来校。
流行性嘔吐下痢症 流行性呕吐痢疾	ウィルス性腸管感染症は，症状がある間が主なウィルスの排泄期間であるため，下痢・嘔吐症状から回復した後，全身状態のよい者は登校可能。 病毒性肠道感染症，有症状期间，主要的病毒排泄，呕吐痢疾症状恢复后，全身状态良好者，可以来校。

（学校保健安全法施行規則より）